不動産事業者の皆様へ

# マネーロンダリング対策は万全ですか？



**リスク評価書の作成**　**疑わしい取引の届出**　**業界の信頼確保**

**マネーロンダリング（資金洗浄）やテロ資金供与への対策は、健全な経済活動を確保するために不可欠です。**

## 1 「リスク評価書」の作成を徹底しましょう！



※作成要領、記載例などは本チラシ左下のQRコード又はURLからご覧ください。

### 目的

**◎宅建業者におけるマネーロンダリング等のリスク意識の向上**
**◎「疑わしい取引の届出」件数の向上**

### いつまでに？

**◎まだ作成されていない事業者様は**
**令和8年度中の作成完了**
**が必要です。**※提出義務はありません

**令和4年10月31日ガイドラインに基づき、既に作成が要請されていますが、政府の「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和8年1月23日決定）においても、令和8年度中の作成完了が求められております。**

## 2 「疑わしい取引の届出」判断基準の明確化！

判断に迷ったら
届出を！！




チェックリストに一つでも該当 → 届出

該当するか不明確で判断に迷う → 届出

### ご安心ください

◎「疑わしい取引」として届出を行った場合でも、契約自体が直ちに犯収法違反や無効となるものではありません。



## 社会の信頼に応えるために、ご協力をお願いします。

**不動産事業者の皆さんにおかれましては本対策を徹底し、マネーロンダリング対策に万全を期していただきますよう、重ねてお願いいたします。**





**詳細資料はこちら**
**まずは確認！**
QRコードを読み取ると
次の資料をご確認いただけます。

- **リスク評価書作成要領、記載例**
- **疑わしい取引の届出に関するチェックリストや参考事例、届出方法　など**

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bf_000025.html

公益社団法人 全日本不動産協会 山梨県本部